

平成22年2月5日

特定商取引法違反の連鎖販売取引業者に対する 業務改善指示等について

県は、本日付けで、リゾート会員権等を販売する連鎖販売取引事業者である「株式会社ビッグワン」（以下「同社」という。）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為を認定し業務の改善を指示しました。

認定した違反行為は債務不履行です。

また、同社は、法及び「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」（以下「条例」という。）に基づく報告要求に応じなかったことから、この旨も併せて公表します。

株式会社ビッグワンに対する行政処分の内容

1 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社ビッグワン
- (2) 代 表 者：代表取締役 阿瀬知 宇累雄
- (3) 本店所在地等：福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目10番12-7F
- (4) 資 本 金：100万円
- (5) 設 立：平成20年7月3日
- (6) 取 引 形 態：連鎖販売取引
- (7) 商 品：リゾート会員権等

2 同社の取引概要

- (1) 同社はリゾート会員権等を販売する事業者で、リゾート会員権を消費者に販売するに当たり、
 - ① 会員登録することにより、定期的に「24ボーナス」と称する「特定利益」を収受できること、
 - ② 新規会員登録者を同社に紹介しその者が会員となると、その紹介者として「10%ボーナス」と称する「特定利益」を収受できること、などをもって取引に誘引し、消費者との間でリゾート会員権等の売買契約を締結し、「特定負担」となる売買契約代金を支払わせていた。
- (2) 同社の取引は法第33条第1項に規定する「連鎖販売取引」に該当し、同社自らもそのことを認め、概要書面に「勧誘の際に特定商取引法に基づく連鎖販売取引であることを告げてください。」などの記載をしている。

3 同社の販売商品

(1) ビッグワンビジネス

HYUNDAE GOODMORNING社 リゾート会員権

価格

	通常価格	メンバー価格	日本円価格
フルマスタープラチナカード	12,500,000₩	5,000,000₩	600,000円
プラチナビップカード	7,000,000₩	2,000,000₩	240,000円
プラチナカード	4,000,000₩	1,000,000₩	120,000円
クーポン券	200,000₩	100,000₩	12,000円

※ 日本円価格は、概要書面に記載された「10,000₩=1,200円」の計算によるものである。

また、メンバー登録料として5,000円を負担する必要がある。

(2) ゴールドハンタービジネス

メキシコ金鉱脈採掘権（10年間有効の分割所有権）

価格 1口300,000円

4 ビッグワンビジネスの主な特定利益

(1) 24ボーナス

リゾート会員権を購入した会員が、その購入金額に応じた7.50%～9.00%の週払いボーナスを24週に渡り受け取るもの。

参加金額	週払いボーナス	ボーナス総額	総収益率
100,000₩～	7,500₩	180,000₩	180%
500,000₩～	40,000₩	960,000₩	192%
1,000,000₩～	85,000₩	2,040,000₩	204%
2,000,000₩	180,000₩	4,320,000₩	216%
5,000,000₩	450,000₩	10,800,000₩	216%

(2) 10%ボーナス

会員の紹介者が、自ら紹介した会員が受け取る24ボーナスの10%を受け取るもの。

5 認定した違反事実

法第38条第1項第1号違反（債務不履行）

連鎖販売契約のクーリング・オフによって生じた債務を不当に遅延させている。

6 相談事例

相談者Aは、平成20年10月に会員登録料とリゾート会員権の代金を同社の口座に振り込むとともに、会員登録申請書を作成し同社に郵送した。

Aは、ボーナスの入金がなかったことから同社に電話で入金 の催促を行った。これに対し同社は、Aに「入金遅延のお詫びと今後の予定」という同年10月26日付けの文書を送付した。

納得がいかなかったAは、同社にクーリング・オフの書面を送付し、同社から「クーリング・オフの書面を受理したが、資金調達のため返金が遅延している。」という平成20年12月1日付けの書面を受け取った。

Aは、その後も返金を求める文書を送付したりするなどしたが返金は行われず、電話をかけても誰も応答しなくなった。

7 業務改善指示の内容

連鎖販売取引契約の解約によって生じる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させないこと。

8 県内の契約状況

同社の報告によれば、県内における契約件数は105件であるが、その契約金額については明らかにしなかった。

9 相談受理状況

同社に関する相談の受理件数は20件である。

福島県消費生活センター 19件

郡山市消費生活センター 1件

10 同社に対する他機関の措置

同社は、平成21年2月9日付けで北海道から消費生活条例に基づく勧告（商品等の契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を不当に遅延させる行為を行わないこと。）を受けている。

また、同年10月21日には、2月の勧告後の遵守状況について道から報告を求められたが、これに応じなかったため、再度、事業者名を公表されている。

11 報告要求に応じなかった旨の公表

(1) 趣旨及び経緯

本県は、平成21年7月に同社に関する苦情相談が福島県消費生活センターに寄せられたことなどを受け、法令違反の疑いで調査に着手したところである。

この調査の一環として、同社に対し同年9月15日付けで報告を求めたところ、同社は同年10月7日に報告書を提出した。

本県が質問した事項は下記のとおりで、同社の会社概要を初めとし、同社が消費者の勧誘において示した特定利益等の根拠を明らかにしようとするものであったが、同社から提出された報告書は、質問のごく一部にしか答えていないなど、その内容は極めて不十分なものであったため、報告要求に応じなかったものとして条例第9条第4項に基づきその旨を公表する。

(2) 質問事項

① 会社概要

名称、通称、法人格、設立年月日、業務内容、支店・営業所の名称・所在地、資本金・資本構成、合併による商号・名称・組織変更、関連会社、役員、従業員、売上高、組織図、代表者・役員の実歴・略歴、従業員氏名、定款・財務諸表等

② 取引概要

仕入状況及び商品、消費者に交付している書面、提携ローン会社、勧誘マニュアル等

③ リゾート会員権

運営会社の概要、利用可能施設及びサービス、利用方法、会員権の種類

④ ビッグワンプログラム

ビッグワングループの概要、取引の考え方、資産運用主体、資産運用方法、利益還元の仕組み

⑤ メキシコ金鉱脈採掘権

ゴールドハンタービジネスの概要、金鉱脈の採掘、採掘権、採掘権権利証書、金・現金との交換、採掘権の減価可能性

⑥ 契約実績

契約件数・金額、契約実績、契約書面、契約解除書面、相談窓口

12 本件に関する消費者からの相談窓口

福島県消費生活センター 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 0 9 9 9

【参考】

特定商取引法に基づき本県が行った行政処分は今回が 10 件目で、過去 9 件の処分実績は次のとおりです。

【処分実績】

年度	業務改善指示	業務停止命令	合計
19	1	1	2
20	1	3	4
21	0	3	3
計	2	7	9

【業務停止命令の期間】

3か月	6か月	12か月
1	0	0
0	0	3
1	2	0
2	2	3